

中城村新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 4 月 20 日

中城村新型コロナウイルス感染症対策本部決定

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日）及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日）、沖縄県の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 27 日）に基づき、中城村新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を以下のとおりとする。

1 積極的な情報収集及び村民等への適切な情報提供、啓発

- （１） 国内外における感染の発生状況、国及び沖縄県の新型コロナウイルス感染症に対する対策等について情報を収集し、速やかに村民に情報を提供し、感染防止及び感染拡大防止のための行動等の啓発を行う。
- （２） 村ホームページ、村広報誌、防災無線等を活用し新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信する。また村内各団体等とも連携し情報発信を行う。

2 感染拡大防止対策

- （１） 感染拡大のリスクが高い「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」という 3 つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求める。
- （２） 村主催の催物の開催等については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、慎重に判断する。村主催以外が開催する催事についても、主催者に同様の対応を求める。
- （３） 公共施設（屋内、屋外）における感染予防の注意喚起
- （４） 学校・保育所等においては、国及び沖縄県からの通知を踏まえ、感染防止及び感染拡大防止対策を行う。

3 その他の対策

- （１） 人権等への配慮として、感染者・濃厚接触者、診療に携わる医療従事者やその家族、その他の対策に係る方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことへの呼びかけを行う
- （２） 村は、地域の医療機関等との連携を図り、感染拡大防止及び医療体制等の維持のために必要な支援を行う。

- (3) 県内において感染の拡大が確認されており、全庁的な感染対策の取り組みが必要とされることから、中城村新型インフルエンザ等対策本部運営要綱及び新型インフルエンザ等対策のためのＢＣＰ（業務継続計画）に準じた対策を行う。

4 今後の対策の進め方について

感染の状況は変化することから、国や沖縄県の動向を注視し、方針の修正が必要な場合は、中城村新型コロナウイルス感染症対策本部において、適宜見直しを図る。